

# 能登半島地震からの「創造的復興」を考える Creative Reconstruction from the Noto Peninsula Earthquake

川上 光彦  
Kawakami, Mitsuhiko

金沢大学, 名誉教授, 工学博士 (kawakamim@staff.kanazawa-u.ac.jp)  
Kanazawa University, Professor Emeritus, Dr. Eng.

It is important to consider "creative reconstruction" in the recovery from the Noto Peninsula Earthquake. This paper discusses collective relocation as a method of regional reorganization, as well as the development of living facilities and transportation services. Drawing on the reconstruction of the burned area of Kawai-machi in Wajima City, based on the recovery from the Itoigawa Great Fire, proposals are made. Additionally, several pioneering examples for creative reconstruction are presented. Finally, the "Ishikawa Prefecture Creative Reconstruction Plan" is evaluated, and point out that it could not effectively plan the creative reconstruction from the Noto Peninsula Earthquake.

集団移転, 生活関連施設, 公共交通サービス, 大火, 復興プラン, 担い手  
Collective relocation, living facilities, public transportation service, great fire, reconstruction plan, leader

## はじめに

災害後の対応は、人命救助や日常的な生活を確保する復旧に努めながら、それぞれの地域において復興を展望していくことになる。今回の地震の場合、2024年7月現在、各市町が住民参加型で復興計画の年内などの策定に取り組みつつあり、石川県ではそれらに先行するようにして「石川県創造的復興プラン」(図1)を2024年6月に取りまとめた<sup>文1)</sup>。

石川県の場合、「創造的復興」を計画全体の基本理念としている。能登地域は、すでに過疎、少子高齢化が進み、地域社会の維持が困難となりつつある状況がみられた。そのため、災害前の状態に戻す「復興」では必ずしも十分ではない。また、少子高齢化の流れは簡単には変えられない。そうした意味で、今回の被災の復興にあたっては、新しい理念やアイデアでよりよい未来を展望しようとして「創造的復興」としていると理解でき、それには大いに賛同したい。

「創造的復興」はこれまでの災害復興にも用いられて来た理念である。例えば、「新潟県中越大震災復興ビジョン(2005年)」では、「創造的復旧」という理念を基本とし、それを「旧を踏まえつつその上に新たなものを生み出していくこと」としている<sup>文2)</sup>。なお、新潟県中越地震(2004年)においても中山間地域に大きな被災がみられた。また、熊本地震(2016年)においても「創造的復興」を主要な理念としている。さらに、饗庭伸氏は、阪神・淡路大震災(1995年)や東日本大震災(2011年)の復興に際しても用いられたと指摘している<sup>文3)</sup>。

それらに共通しているのは、従前の状態に戻すだけでなく、創造的に新しい理念や方法を考案し、それを計画化して具現化しようとするものであるといえよう。



図1 「石川県創造的復興プラン」表紙

## 1. 創造的復興の条件

災害からの創造的復興は、当然ながらそれぞれの災害の種類や地域特性によって異なるが、一般的には、地域が従来から抱える問題を克服しつつ、明るい未来を創造していく萌芽を感じさせるものであろう。

また、それらの担い手や発想は必ずしも地元住民や地元発の内発型のものでなくともよいと思われる。その目的や担い手の熱意が真摯であれば、それを積極的に受け入れ、必要に応じて支援し、地域としてもともに育む姿勢が大切である。

今回の能登地域の場合、従来から抱える問題は、全国

的傾向より大きい人口減少および少子高齢化の進行とそれに伴う諸問題である。地域の主要産業である農林水産業の担い手が高齢化し減少して来ている。それに伴って農山村集落の維持が困難になりつつある。また、生活関連施設が減少し、日常的な生活が困難な世帯が増加している。とくに、病院や医療従事者の不足が常態化している。なかでも産科や小児科の医師の不在地域が増えている。オンラインによる医療行為やドクターヘリの導入などが進められているが、それらにも限界がある。

事業所についても、今回の地震後、事業の継続が困難になっているものが、全事業所の数割になっているという実態がみられる。文4)によると、各市町の商工会議所の調査結果では、5月27日までに廃業または廃業を決めた事業所は、珠洲市48、輪島市38、能登町16、穴水町10計112事業所に上る。この数値も、例えば珠洲市の場合、533事業所を対象にした調査であり、回答率44%なので、実際にはもっと多いことになる。また、廃業の理由として、売上の大幅な減少が見込まれることや後継者がいないことが多くあげられている。

こうした事業所には、生活用品を扱う商店(写真1)、病院、ガソリンスタンド、社会福祉施設などが含まれており、生活に必要な事業所の廃業に伴い、より生活が困難になることになる。

## 2. 創造的復興のための地域再編

災害前の状態に戻す復興だけでは、従前が持っていて今後それが増幅していくと考えられる、過疎や少子高齢化に伴う諸問題を改善する展望は見いだせない。そのため、被災地域の再編を模索することが必要であると思われる。ここでは、いくつかの論点について考察したい。なお、地域再編は、あくまでこれからの復興を検討するに際して、地域住民に選択肢の一つとして提案するものであり、地域住民や自治体が検討することを支援するものである。決して地域再編などを無理強いするものではない。

### (1) 集団移転

今回の被災地では、集団移転の検討が必要なケースがある。珠洲市や能登町の津波の浸水地域や内灘町の地盤の液状化と側方流動による、大規模な被災地である。また、集落の住民が過少となり、集落維持や生活の継続が困難となっている地域では、この機会に集団的移転の検討が進められる可能性がある。

国土交通省ではそうした集団移転事業を支援する仕組みを設けている<sup>文5)</sup>。防災移転支援事業と防災集団移転促進事業である。前者は、図2に示すように、市町村が「防災移転支援計画」を策定し、計画対象地の土地・建物の権利者の同意を得て、新しい権利設定などの登記手続きや税制上の優遇などの支援を行うものである。自治体が能動的に関わることで、地権者が安心し、事業の期間短縮を図ることができるものである。



写真1 輪島市朝市通り商店街の被災状況

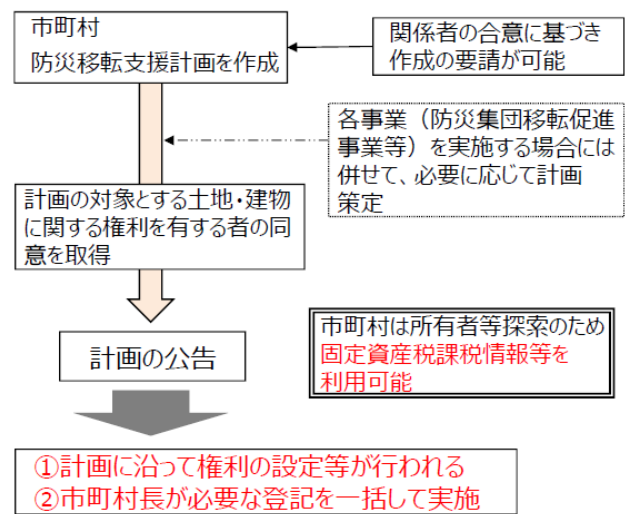


図2 防災移転支援事業の流れ(国土交通省作成)

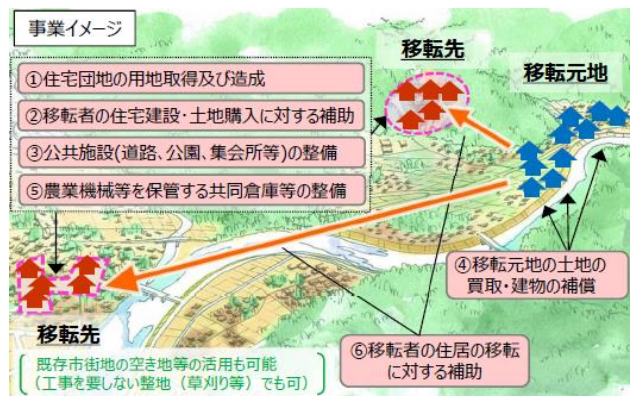


図3 防災集団移転促進事業のイメージ(国土交通省作成)

ただし、この制度は2020年に都市再生特別措置法に基づく事業として創設されたものであり、立地適正化計画の策定が前提となり、移転先は居住誘導区域または都市機能誘導区域になる。

後者(防災集団移転促進事業)は、図3に事業のイメージを示しているが、災害エリアから自治体が整備する

住宅団地へ集団移転するものであり、住宅団地整備費や移転元の土地・建物の買取り・補償などに国より手厚い補助が受けられるものである。事業の施行は、市町村からの申し出により都道府県、または、自治体からの委託により都市再生機構が行うことができる。

防災集団移転促進事業は、制度創設の1972年度より2023年度までに延べ36市町村で実施され、1,859戸が集団移転した。それらは、最少5戸から最大329戸でばらつきが大きい、平均で約50戸である。各種の災害被災地に適用されているが、島根県美郷町では災害に備えて事業が実施されている。なお、東北大震災以降、適用条件は「10戸以上」より「5戸以上」に緩和された<sup>注1)</sup>。

この他に、東北大地震で多く適用された。津波被災地域が広範囲のため表1に示すように岩手県、宮城県、福島県で計321地区、8,389戸分が計画され、2020年3月末までにおおむね完了予定である。1地区当り26戸になる。震災後、宅地の整備完了まで約9年を要している。そのうち、建築が完了したのは92%であり、おおむね集団移転事業として終了しつつある(写真2)。なお、移転予定者の意向変化により引き渡しができず、一般公募して分譲した「一般分譲」が2.9%、空き区画のまま未定が3.7%、計6.6%は予定変更になっている。

能登半島地震の復興に際しても本事業の適用は、従来の集落のコミュニティを維持し、住宅の再建を図る方法として有効である。ただし、住宅の自力再建が可能な世帯が中心となるため、従来の集落等の全世帯が可能となるわけではなく、その他の災害公営住宅などの対応と合わせて検討していく必要がある。

飯塚明子氏は文6)において気仙沼市の事例調査により、本事業の特徴と課題として以下をあげている。

- ・住宅再建のための融資などの財政支援を受けられるが、ほぼ自力再建となる。
- ・移転先の土地やまちづくり、自宅再建を住民が決められるが、そのため、合意形成、移転先の用地確保、自宅再建などに住民が取り組む必要がある。
- ・それらに3~6年の長期的な期間を要する。

したがって、住宅再建に対してより一層の財政的支援を検討すること、および、事業遂行中、住民を支援する、コンサルタントなどの専門家の存在が必要である。行政は、住民のニーズを把握するとともに、そうした専門家を派遣する仕組みも創成する必要がある。

## (2) 生活関連施設の整備とネットワーク形成

生活再建は住宅だけではなく生活関連施設も一体として再編整備を進めていく必要がある。そうした生活関連施設としては、行政施設、医療施設、福祉施設、買い物施設、教育施設などと、それらを利用するための交通施設があげられる。そのうち、行政施設や教育施設の施設整備は自治体が対応するため問題は少ないが、それらを利用するための交通サービスが課題としてあげられる。

表1 東日本大震災における防災集団移転促進事業<sup>注2)</sup>

2019年12月末時点							
	計画地区数	計画戸数	造成完了地区数	造成完了戸数		建築完了戸数	空き区画数
					一般分譲		
岩手県	88	2,101	88	2,101	16	1,861	113
			100%	100%	0.89%		
宮城県	186	5,638	186	5,638	226	5,037	182
			100%	100%	4.0%		
福島県	47	650	46	634	1	602	17
			97.9%	97.5%	0.2%		
計	321	8,389	320	8,373	243	7,500	312
			99.7%	99.8%	2.9%		

※1 「造成完了地区数」と「造成完了戸数」はいずれも2020年3月末に100%達成見込み  
 ※2 「一般分譲」は、移転予定者の意向変化により、一般公募した戸数  
 ※3 「建築完了戸数」の比率は、「造成完了戸数」より「一般分譲」を除いたもの  
 ※4 「空き区画数」は、移転予定者の意向変化により、引き渡し先未定のもの  
 (「一般分譲」を含まない。)



写真2 防災集団移転促進事業の事例<sup>注3)</sup>  
(宮城県女川町尾浦西地区)

表2 二次医療圏別の入院患者の住所<sup>注4)</sup>

医療圏	人口	施設住所地				圏域外への流出率	
		能登北部	能登南部	石川中央	南加賀		
患者住所	能登北部	57,631	57.3	13.0	29.5	0.2	42.7
	能登中部	113,531	0.6	69.8	29.5	0.2	30.2
	石川中央	725,842	0.1	0.3	98.1	1.6	1.9
	南加賀	220,823	0.0	0.0	16.0	84.0	16.0

能登北部：輪島市、珠洲市、穴水町、能登町  
 能登中部：七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町  
 石川中央：金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町  
 南加賀：小松市、加賀市、能美市、川北町

医療施設については石川県医療計画が策定され、2024年7月現在、第8次計画<sup>※7)</sup>が策定、運用されている。医療計画では、まず、身近な医療施設の一次医療圏があり、その上に二次医療圏として「比較的充実した医療施設」を持つ1時間程度で到達可能な区域、さらに、三次医療圏として、特殊な医療を提供するとして石川県全域としている。

ただし、表2に示すように、入院患者数で見ると二次医療圏でおおむね地域内で対応しているのは、金沢市を含む石川中央であり、その他の対応率は低い。とくに、能登北部は57%、能登南部は70%である。1時間以上の交通移動を要して医療施設を利用している実態がある。

医療計画は交通計画を定めていないため、有効な計画とするためには、やはり交通サービスの充実が必要である。

買い物施設については、一般的に生鮮食料品を含む最寄り品と、週末などに不定期に検討の上購入する買い回り品に分けて、それぞれの施設の立地や交通サービスを検討する必要がある。とくに、最寄り品のための買い物施設は生活維持に必須のため、能登地域のような疎住地域においても、公共交通サービスは地域生活に不可欠であるため、今回の「創造的復興」に際しては、新たな社会的基盤施設として交通サービスを位置づけ、一定水準を確保するようにすべきである。

そのような最寄り品についての疎住地域でのサービスとして移動販売がある。能登地域においても地震前よりいくつかの店舗が移動販売を実施していた。高齢世帯の見守りを兼ねて行うことができるため、そうした社会的意義も認められる。地震後も、少しずつ復活させるようにして再開しつつある(写真3)。再開した店舗は、小規模事業者持続化補助金<sup>文9)</sup>を活用したりクラウドファンディングを募ったりしているが、より一層の人的経済的支援が必要である。

全国的に公共交通サービスの衰退が課題となっている。石川県の場合、近年のコミュニティバスのみが自治体の運営であるが、他の公共交通の運営はすべて民間事業者が担っている。それらのバスを中心とする公共交通サービスの多くは運行本数がきわめて少なく、一定の水準にあるとは言えない。

近年、コミュニティバスや福祉施設の送迎バスなどを統合するようにして運行本数を増やして、公共交通サービスの水準を向上させようとする事例がみられるようになって来た。そうした事例としては、スクールバス・病院患者輸送バス・廃止代替バスを整理再編した町有バス・町営バスを運行している山梨県身延町、スクールバス・路線バス(デマンドバス含む)・福祉バス・多目的バスを横断的に一括管理している鳥取県伯耆町などの事例がある<sup>文10)</sup>。そうした公共交通サービスの維持、向上の先進的な取り組み事例を参考にして、必要な公共サービスとして取り組む必要がある。

### 3. 輪島市河井町地区の創造的復興

今回の地震により輪島市河井町地区(朝市通り一帯)が大規模火災により焼失した。本地区の復興には糸魚川大規模火災(2016年12月発生)の事例がとても参考になる。両都市は日本海側の小都市であり、表3に示すように、被災規模は輪島市の方が少し大きい、いずれも歴史的に形成されて来た木造密集市街地であり、狭小敷地と狭隘な道路が多く存在していた。

糸魚川の復興は、国、県の支援を受けながら進められ、小規模な多数の土地区画整理事業の整備、災害公営住宅の建設、加賀街道(旧北国街道)の雁木の再生と延焼遮断帯の形成、にぎわい交流施設(キターレ)の整備など



写真3 被災地で移動販売サービス<sup>注5)</sup>

表3 糸魚川大規模火災と輪島市河井町の火災との比較

	糸魚川大規模火災	輪島市河井町地区 <sup>※</sup>
被災規模	面積 3.02ha 焼損 147棟 被災者 17名	面積 約4.9ha 焼損 約240棟 被災者 調査継続中
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的に形成された市街地の大火</li> <li>・冬季の季節風(最大風速27m程度)による延焼拡大</li> <li>・飛び火による同時多発火災</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的に形成された市街地の大火</li> <li>・地震による建物倒壊と消火用水不足による延焼拡大</li> <li>・一部で飛び火による拡大</li> </ul>
復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援法の自然災害として初適用</li> <li>・小規模な区画整理を多用して迅速な復興を実現</li> <li>・一部区域で耐火建築物以外の建築規制条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史性を考慮した復興</li> <li>・観光交流にぎわい施設の整備</li> <li>・朝市通りの延焼遮断帯形成</li> <li>・防災施設の整備</li> <li>・耐震性貯水池、公園等</li> </ul>

※輪島市河井町地区の「復興」は筆者の提案



写真4 糸魚川の加賀街道の復興雁木



写真5 糸魚川の災害公営住宅

により、2020年頃に復興関連事業がおおむね終了している。糸魚川の復興については、筆者が文11)において輪島市河井町地区の復興の参考事例として紹介しているので参照いただきたい。本稿では、糸魚川の復興後の状況を補足的に説明し、輪島市河井町地区の復興に際して参考となる点をあげてみたい。

輪島市河井町の場合は、朝市通りに延焼遮断帯の形成が必要であるが、糸魚川では、写真4に示すように、旧北国街道の歴史性を尊重して雁木を再整備し、無電柱化を行い、延焼遮断帯を形成した。また、地区内に災害公営住宅(写真5)を整備し、周辺の町並みと調和するように町側は2階建て、海側は3階建てとしている。また、1階には集会場や医院を入れている。にぎわい交流施設は、大火後の転出希望者の敷地を市が購入し、それを種地として整備している。また、にぎわいを創出するため、指定管理者に管理を委託し、糸魚川大火の展示や集会スペースの運営、貸しキッチンシステムによるカフェの運営などを行っている(写真6)。その施設の下には200tの耐震性貯水槽が整備されている。

また、小規模な土地区画整理事業を多く施行し、結果的には、細長い緑地やポケットパークを防災資源として整備している(写真7)。

糸魚川の復興においては、比較的短期間に主な事業を終えており、にぎわい交流施設を指定管理者に委託するなどにぎわい創出のための工夫がなされている。また、外部からは分かり難いが、市スタッフの努力や定期的な人事異動を工夫して、熱意のある方が継続的に担当されていたのではないかと推察された。

#### 4. 創造的復興のさきがけ例

能登半島地震からの復興に向けて、筆者は文12)において都市計画分野が取り組むべき課題と役割を論述しているが、その中で都市計画分野と関わる先駆的な取り組み事例として5つ紹介している。ここではそれらを創造的復興のためのさきがけとして位置づけることにしたい。

それらは、順不同であるが、地域として取り組む農家民宿「春蘭の里」、社会福祉法人仏子園が輪島市中心部で各種福祉施設を運営し周辺住民と自然な形で交流する「輪島 KABULLET」、珠洲市における国際芸術祭、珠洲市への一部上場企業(アステラループ)の本社機能の一部移転、珠洲市真浦地区における「現代集落」づくり、の取り組みである。

本稿では、農家民宿「春蘭の里」(写真8)について重複的ではあるが紹介したい。農山村地域は過疎、高齢化、人口減少、空き家の増加、さらに廃村の危機などマイナス面は多く取り上げられて来たが、一方、魅力的な地域でもある。なにより自然が豊かで四季折々の風景が展開される。人々はお互い顔なじみで長いつき合いがあり、安心安全なコミュニティが存在する。大気や水は清浄で、農業を生業としていることもあり、気候に合わせと



写真6 糸魚川のにぎわい交流施設 (キターレ)



写真7 糸魚川の道路沿いのポケットパーク



写真8 春蘭の里の農家民宿例



写真9 農家民宿の囲炉裏端での語らい<sup>注6)</sup>

ゆったりと流れる。

こうした環境を都市住民が体験をすることにより、日頃の喧騒を逃れてストレスの無いときを過ごすことができる。春蘭の里は、能登町宮地地区で1977年より開始され、2024年7月現在47軒の農家が参加している。ここでの魅力として、山菜やキノコとり、魚釣り、米づくりなどの体験、伝統的様式の農家の建物で里海里山のめぐみを活かした料理を味わい、囲炉裏端での語り（写真9）など多くがあげられる。まさに、日本人が経験して来た生活をふるさとの原風景の中で味わうことができる。

地震前までは、年間1万人以上が利用し、日本文化を深く体験したいという外国人の宿泊者も多くなっていた。また、都市から修学旅行として利用されることも増えていた。地震被災により休業中ではあるが、再開へ向けて取り組んでいる。ぜひ再スタートし、魅力的な里海里山の交流拠点として発展してほしい。そのためには、震災復興の一環としても各種の支援が必要であると思われる。

## 5. 創造的復興の担い手

前節までに紹介した創造的復興には担い手の存在が欠かせない。そのような担い手を都市部など地域外から確保、育成する国の仕組みとして「地域おこし協力隊」と「特定地域づくり事業協同組合制度」がある。

### (1) 地域おこし協力隊

2009年度から開始され、2022年度は、全国1,116自治体で6,447人が活躍している。活動分野は、農林水産業の従事、地域特産品の開発、流通、観光資源の開発、観光施設の運営、各種イベントの企画、運営、空き家対策、地域づくりなど、まさに、能登地域の創造的復興に関連する可能性の多いものが多い<sup>14)</sup>。

本制度は最長3年間であるが、任期終了後、活動地域に定住する協力隊員が53%と比較的多い。そのうち、42%が起業し、同程度が就業している。つまり、協力隊員としての活動を契機として地域に就業して働き手になったり、起業して新しい地域づくりを担ったりしているわけである。

石川県の場合、2022年3月末までの任期終了者93名、うち定住者67名と定住率72%であり、比較的高い。また、2022年度において石川県内自治体でも12市町で65名の隊員が活動している文<sup>15)</sup>。

本制度は、国による各種サポートと財政的支援で期限付の公務員として成立している。今回の復興に際して、それに追加するようにして、復興基金を活用して「能登半島地震復興協力隊(仮称)」として「地域おこし協力隊」に準じた制度を設け、全国に応募を呼び掛けることを提案したい。

### (2) 特定地域づくり事業協同組合制度

本制度は2019年12月に議員立法で制度化され、2020年6月より施行された。過疎地域など地方では、年間を

通じた仕事が多く、農林水産業も仕事に繁忙期と閑散期などの変化がある。全体として安定した仕事が多く、地域への定住に困難な状況がみられる。そのため、各地域で事業所などが組合（特定地域づくり事業協同組合）をつくり人材を派遣し、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出するものである。一般的にはマルチワーカー制度と称されている<sup>16)</sup>。2022年12月時点で、全国に68組合があり、石川県においても3組合がある。

本事業も定着しつつあり、過疎地域に適合した仕組みであると言える。雇用者にとって就業期限が無いことがメリットの一つであるが、本事業による就業体験を通じて地域に溶け込み、「卒業」して、地域の事業所に就業したり、自分で起業したりする効果が期待できる。

復興基金を活用して本事業制度を拡充して各種サポートをすることにより、地域の担い手の確保、育成につながられる可能性がある。ぜひそうした制度の創設を提案したい。

## おわりに

「創造的復興」は今回の地震については確かな理念であり、それについて筆者なりの考察、提案などを行った。ここで、最初に紹介した「石川県創造的復興プラン」の内容をみてみたい。

同プランでは、策定過程で聴取した住民や事業所、有識者の主な意見などを紹介し、「将来に向けて夢と希望が持てるような」、そして、『新しい能登』を創造する夢のある思い切ったプロジェクトとして表4に示す13をあげている。筆者の率直な印象としては、新規性を重視したため目新しい内容に偏り、地域や生活、なりわいの再生、復興が描けていないように思われる。具体的な各分野の復興は別冊の「施策編」としているが、それらはどちらかと言えば従来の分野別、所管別の復旧、復興に関連する事業を整理してあげているだけで、復興に必要な「創造的」な内容に乏しいように思われる。

表4 「石川県創造的復興プラン」のリーディングプロジェクト

取組み No.	内 容
1	復興プロセスを活かした関係人口の拡大
2	能登サテライトキャンパス構想の推進
3	能登に誇りと愛着が持てるような「学び」の場づくり
4	新たな視点に立ったインフラの強靱化
5	自立・分散型エネルギーの活用などグリーンイノベーションの推進
6	のと里山空港の拠点機能の強化
7	利用者目線に立った持続可能な地域公共交通
8	奥能登版デジタルライフラインの構築
9	能登の「祭り」の再興
10	震災遺構の地域資源化に向けた取り組み
11	能登半島国定公園のリ・デザイン
12	トキが舞う能登の実現
13	産学官が連携した復興に向けた取り組みの推進

創造的復興に必要なのは、従来の枠組みや制度上の限界を超えた仕組みであり、本稿で提案したものを実現するためのものなどが計画されるとよい。また、それを実現するための地域づくりや担い手を育成する仕組みの計画も必要と思われる。今後、「施策編」についても創造的復興への取り組みを継続し、このような創造的復興に挑戦してほしいと心から願っている。

### 【参考】

筆者は、今回の地震からの復興に関連する、都市計画分野における論点について、「能登半島地震からの復興に向けて—金沢からの報告—」をとりまとめ情報発信を行っている。不定期ではあるが、2024年7月までに下記の報告を行って来た。

- No.1、2024年2月：地震とそれによる被災の概要、輪島市河井町の大規模火災を説明、都市計画分野の論点を提案
- No.2、2024年3月：輪島市河井町の大規模火災の概要を説明し、これまでの大規模火災の復興事例を参照して復興について提案
- No.3、2024年4月：内灘町の液状化と側方流動による被災地について、被害状況を説明するとともに復興の方向について提案
- No.4、2024年5月：歴史的な建築物について、耐震性の特徴や法制度上の位置づけを説明し、地震による被災実態と今後の復興のあり方を報告
- No.5、2024年5月：歴史的な建築物によって形成されている町並みの被災実態と今後の復興のあり方を報告
- No.6、2024年7月：住まいの復興について考察。木造型の応急仮設住宅について、石川県内の建設状況を明らかにし、復興への利用に向けての課題をあげ、「石川県創造的復興プラン」についての課題を指摘している。

いずれもウェブサイト「カワカミ都市計画研究室」の「能登半島地震関連」(下記 URL) または下記の QR コードよりダウンロード可能なので読んでいただければ幸いです。

<https://www.kawakami-lab.com/%E8%83%BD%E7%99%BB%E5%8D%8A%E5%B3%B6%E5%9C%B0%E9%9C%87%E9%96%A2%E9%80%A3/>



### 注

- 注1) ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上である。浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域
- 注2) 国土交通省作成資料より一部転載
- 注3) 宮城県サイトより転載、尾浦西地区の事業完了は2017年6月30日
- 注4) 文7)より引用、「石川県入院患者1日調査(2022年)」より作成
- 注5) 文8)より引用
- 注6) 文13より引用

### 参考文献

- 1)石川県、「石川県創造的復興プラン」、2024年6月
- 2)震災復興ビジョン策定懇話会、「新潟県中越え大震災復興ビジョン」、2005年
- 3)饗庭伸、「創造的復興のジャッジ」、2018年  
<https://www.10plus1.jp/monthly/2018/03/issue-02.php>
- 4)リスク対策 com.、4市町で100超の事業所廃業、2024年6月1日  
<https://www.risktaisaku.com/articles/-/92068>
- 5)国土交通省、「防災まちづくりガイドランス」、2024年4月
- 6)飯塚明子、防災移転-気仙沼市浦島地区の事例、地域安全学会東日本大震災特別論文集、2018年7月
- 7)石川県、第8次石川県医療計画、2024年6月
- 8)農業協同組合新聞、2024年6月27日
- 9)全国商工会連合会、小規模事業者持続化補助金(一般型)ガイドブック、2023年6月
- 10)国土交通省サイト、地域公共交通の活性化・再生への事例集、2008年3月  
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/jireiindex.html>
- 11)川上光彦、能登半島地震 現地からの報告2 輪島市朝市(河井町)地区を考える、建築ジャーナル、No.1354、pp.42-43、2024年5月
- 12)川上光彦：2024年能登半島地震からの復興に向けて—「都市計画」の課題と役割、都市計画、369号、pp.6-9、2024年7月
- 13)「春蘭の里」web サイト  
<https://shunrannosato.info/>
- 14)総務省、地域おこし協力隊ハンドブック
- 15)総務省、令和4年度地域おこし協力隊の隊員数等について、2023年4月
- 16)総務省、特定地域づくり事業協同組合制度について、2023年4月
- 17)総務省、令和4年度特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査研究事業報告書、2023年3月